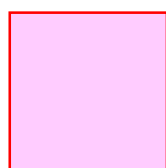
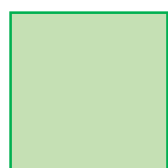


**歴史的資源を活用した観光まちづくり
に対する支援メニュー集
(令和4年度予算決定版)**



令和4年6月

**歴史的資源を活用した
観光まちづくりユニット**

～目次～

I. ソフト&ハードに対する支援

- 農山漁村振興交付金（農泊推進対策） 1
- 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備 4
- ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化 6
- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 8
- 歴史的資源を活用した観光まちづくり事業 **新規** 10
- サステナブルな観光コンテンツ強化事業 **新規** 12
- 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化 14

II. ソフトに対する支援

- 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 16
- 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業 18
- 広域周遊観光促進のための専門家派遣事業 20
- ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業 **新規** 22

III. ハードに対する支援

- 地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト） 24
- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 26
- 伝統的建造物群基盤強化 28

施策名	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	予算額(百万円)	9,752の内数
申請先	各地方農政局 (事業実施主体が、北海道内の場合は農村振興局、 沖縄県内の場合は、内閣府沖縄総合事務局)	申請期間	・2022年2月24日 ～3月11日 ・追加公募(7月頃)
概要	農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援		
対象者	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 地域協議会 等 2. 施設整備事業【ハード対策】 ①市町村・中核法人実施型 市町村、地域協議会の中核法人 等 ②農家民泊経営者等実施型 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体		
対象事業	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 (1) 農泊推進事業 農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの開発等 (2) 人材活用事業 新たな取組に必要な人材の雇用等 (3) 農泊地域高度化促進事業 ※農泊推進事業が完了した地域に対して追加支援 ①インバウンド対応 Wi-Fi環境の構築、多言語標示板の設置、トイレの洋式化 等 ②高付加価値対応（食・景観） 地元食材を活用した食事メニュー開発、景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発 等 ③ワーケーション対応 Wi-Fi、オフィス環境整備（机、椅子、アクリル板等）、企業等への情報発信 等 2. 施設整備事業【ハード対策】 ①市町村・中核法人実施型（②の施設整備を実施していないこと） 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設などの施設の整備 ②農家民泊経営者等実施型（①の施設整備を実施していないこと） 地域内の農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修		
支援内容	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 (1) 農泊推進事業 ○交付率：定額（上限 500 万円／年 × 2 年） (2) 人材活用事業 ○交付率：定額（上限 250 万円／年 × 2 年） (3) 農泊地域高度化促進事業（①インバウンド、②高付加価値、③ワーケーション） ○交付率：①定額（上限200万円）、②、③ 1 / 2 等 2. 施設整備事業【ハード対策】 ①市町村・中核法人実施型 ○交付率：1 / 2（上限 2,500 万円、遊休資産の改修 5,000 万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修1 億円） ②農家民泊経営者等実施型（※） ○交付率：1 / 2（上限 5,000 万円、ただし農家民泊経営者等の上限1,000万円 / 1名） ※ 農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するために②を実施する場合、別途農家民宿転換促進費の助成あり		
備考	-		
連絡先	農林水産省農村振興局 都市農村交流課 TEL : 0 3 - 3 5 0 2 - 5 9 4 6 URL : http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備**等を一体的に支援するとともに、**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣**等を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の**推進体制構築**や観光関係者とも連携した**観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】
- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、**インバウンド受入環境の整備**や**ワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発**等を支援します。
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発



古民家を活用した滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

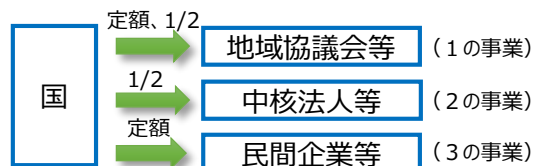
2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる**古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備**を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）
- ② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修**を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）
【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。

農泊推進体制

法人化された中核法人※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして地域協議会に参画し、地域が一丸となって取り組む。

（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）

※ 中核法人の主たる役割は、農林漁業関連、観光協会等の非営利事業、体験・ガイド、宿泊事業等

地域協議会

中核法人



※民泊等の経営者が単独で事業を申請することは不可

地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

＜ソフト対策＞

農泊実施体制等の構築

農泊推進事業	農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 （ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発 等）	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
--------	---	---

+

人材活用事業	新たな取組に必要なとなる人材の雇用等に要する経費を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年
--------	--	---

完了後

農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

農泊地域高度化促進事業	<ol style="list-style-type: none"> インバウンド対応 Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発 等 高付加価値化対応（食・景観） ・地元食材を活用した食事メニュー開発 ・景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発 等 ワーケーション対応 Wi-Fi、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）整備、企業等への情報発信 等 <p>※当該事業による支援は1回限り。 また、①とそれ以外（②、③）の同時実施は不可。</p>	事業実施期間：最大2年間 交付率：①定額等 ②③1/2 上限：①200万円 ※ ②③100万円、150万円 ※②③の助成額について 「食」「景観」「ワーケーション」のうち、一つのみ実施の場合 ⇒上限100万円（国費） 二つ以上実施の場合 ⇒上限150万円（国費）
-------------	--	--

＜ハード対策＞

宿泊施設等の充実

※以下2つの実施形態のうちいずれか。

市町村・中核法人実施型	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：原則2年以内 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
-------------	---	--

農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：原則1年以内 交付率：1/2 上限：1,000万円/経営者（国費） （1地域あたり5,000万円）
-------------	---	---

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

施策名	文化資源を活用したインバウンドのための環境整備	予算額(百万円)	2,205
申請先	(1) 文化庁文化経済・国際課 (2) 文化庁文化資源活用課	申請期間	(1) 募集終了済み (2) 募集終了済み
概要	文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力あるものにすべく“磨き上げ”る取組を支援し、観光インバウンドに資するコンテンツ作りを進めるとともに、先端技術を駆使した効果的な発信を行い、観光振興・地域経済の活性化の好循環を創出する事業を行う。		
対象者	地方公共団体、民間事業者 等		
対象事業	<p>(1) 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象事業： <ul style="list-style-type: none"> ①国際的文化フェスティバル展開推進事業 日本博を契機として行う新規・新規性の高い国内の代表的なフェスティバルであり、さらに国際的な文化芸術フェスティバルとして充実・発展を図り、海外の認知度を高めるとともに、フェスティバル期間あるいは期間外にも、地域の特色ある文化芸術資源を活用した魅力あるコンテンツの創成による周遊性の向上や年間を通じたインバウンドの訪日意欲の喚起に資するものが対象となる。 ②地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業 訪日外国人観光客の増加や地方への誘客、消費の拡大、満足度の向上を促し、地域活性化の好循環の創出を図るため、国等有する地域ゆかりの文化資産の貸与を受けるとともに、多言語解説を含む分かりやすい展示解説や体験型コンテンツの整備等により、当該地域の歴史・文化・風土・芸術等を効果的・魅力的に展示・発信する取組が対象となる。 <p>(2) Living History（生きた歴史体感プログラム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象事業：国指定・選定の文化財を核として当該文化財の付加価値を高め、収益の増加などの好循環を創出するための取組にかかる事業が対象となる。 <p>*原則、令和2年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村並びに日本遺産の構成文化財が存する、世界文化遺産の構成資産が存する及びユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村で行う事業であること。</p>		
支援内容	<p>(1) 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国際的文化フェスティバル展開推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助額：上限3億円 ○ 補助率：1/2 ②地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助率：1/2 <p>(2) Living History（生きた歴史体感プログラム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助率：1/2 <p>※申請内容等に応じて補助金の額を調整。ただし、2/3を上限とする。</p>		
備考			
連絡先	文化庁 政策課 TEL 03-6734-2809 FAX 03-6734-3820		

日本博を契機とした観光コンテンツの拡充

日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進

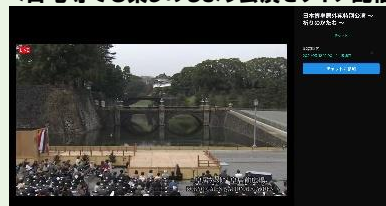
○我が国が誇る文化資源の集中展示やダイジェスト版公演、体験プログラムの創出など日本文化の魅力を実際に体感できる取組の推進に加え、国内外の多くの方々がお宅等でも日本博を楽しむことができるよう、多様なデジタルコンテンツの制作・発信等に積極的・戦略的に取り組む。

<ユニークな企画を活用した能楽公演>

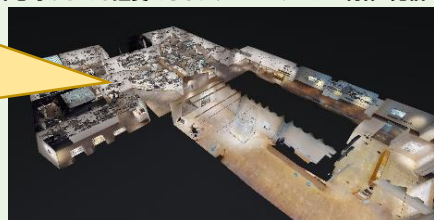


(C)日本芸術文化振興会

<お宅等でも楽しめるよう公演をライブ配信>



<日本を代表する建築家の展覧会についてお宅等からでも鑑賞できるようVRコンテンツを制作・発信>

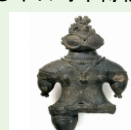


○文化庁や宮内庁、国立博物館等が有する「地域ゆかりの文化資産」を活用し、各地域の歴史・文化・風土等の魅力を展示・発信する地方博物館の取組に対して、事業費を一部支援。



<R3年度 採択例>

○十日町市博物館



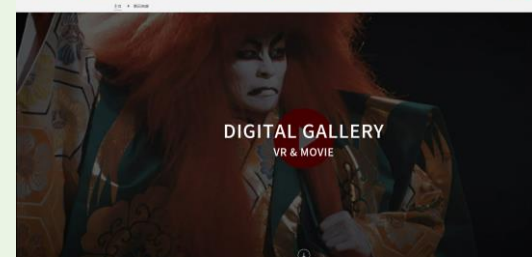
「遮光器土偶」
(東京国立博物館蔵)

○茨城県立歴史館



《徳川斉昭像》御園繁
(三の丸尚蔵館蔵)

○公式ホームページにおける事業の情報発信やデジタルコンテンツの掲載等により戦略的なプロモーションを展開。



Living History (生きた歴史体感プログラム)

文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財のインバウンド活用による地域活性化の好循環を創出



(二条城二之丸御殿において当時の饗応の様子を再現)

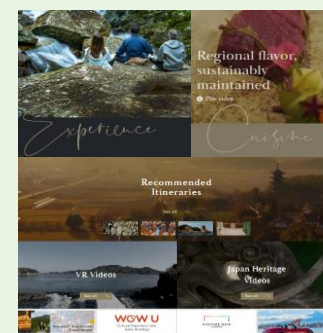


(伊賀市周辺「丸山城跡」にて忍者文化を体感)

日本文化の魅力発信

日本政府観光局と連携し、日本文化の魅力を旅前・旅後にオンライン発信することで、上質なコンテンツを求める層の誘客・周遊・リピートを促進

欧米豪をメインターゲットとするウェブコンテンツの洗練・拡充等を外国人目線(ネイティブ監修)で実施。

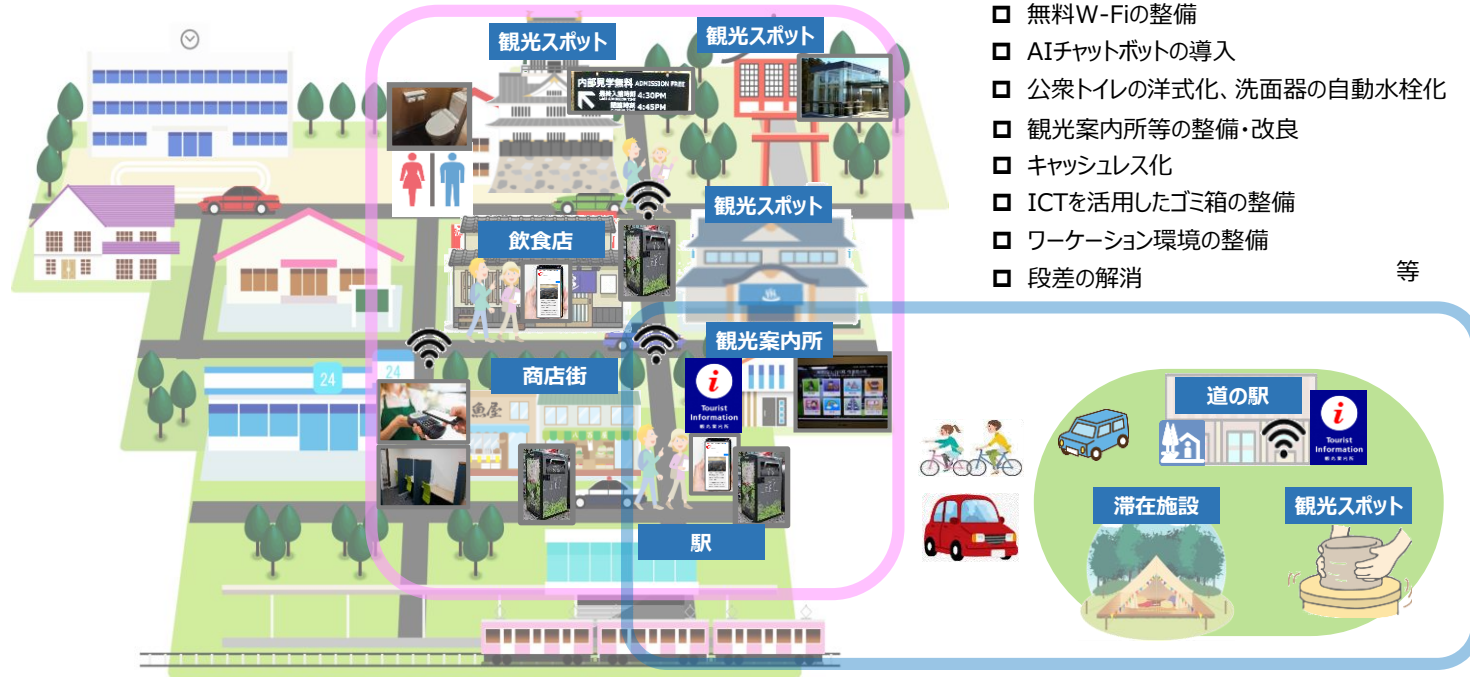


施策名	ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	予算額(百万円)	224の内数
申請先	(1)・・・各地方運輸局等 (2)・(3)・(4)・(5) ・・・各地方整備局等	申請期間	(1) 3/30～4/28 (2)～(5) 各連絡先にお問い合わせください
概要	訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。		
対象者	地方公共団体、民間事業者等		
対象事業	<p>(1)インバウンド周遊環境の整備 観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援する。</p> <p>(2)古民家等の観光資源化 インバウンド対応のための内装整備や、多言語対応のための設備整備等を支援する。</p> <p>(3)観光振興のための無電柱化 電線管理者が実施する無電柱化を支援する。</p> <p>(4)先進的なサイクリング環境整備 訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する受入環境整備、情報発信等を支援する。</p> <p>(5)歴史的観光資源の高度化 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援する。</p>		
支援内容	<p>補助率</p> <p>(1) 1/2、1/3</p> <p>(2) 1/2、1/3</p> <p>(3) 1/2</p> <p>(4) 1/2</p> <p>(5) 1/3</p>		
備考			
連絡先	<p>(1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL：03-5253-8972</p> <p>(2) 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517</p> <p>(3) 国土交通省 道路局 環境安全・防災課 TEL：03-5253-8495</p> <p>(4) 国土交通省 道路局 参事官 TEL：03-5253-8497</p> <p>(5) 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL：03-5253-8954</p>		

ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

■ インバウンド周遊環境の整備



徒歩によるまちなか周遊

- ・ 徒歩での観光スポット・商店街巡り、食べあるき、その地域ならではの催し、夜のまちあるきなどを楽しむ環境を整備

- 賑わい拠点となる屋外広場の整備
- ナイトタイムエコノミー環境の整備
- 混雑状況の見える化



ナイトマーケット



町並みのライトアップ



レンタカー・レンタサイクルによる広域周遊

- ・ レンタカーやレンタサイクルでの観光スポット巡り、コト消費などを楽しみ、滞在できる環境を整備

- グランピング環境の整備
- EV急速充電器の整備



■ 古民家等の観光資源化



■ 観光振興のための無電柱化



■ 先進的なサイクリング環境整備

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信



多言語案内看板



サイクルラックの設置

■ 歴史的観光資源の高質化

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等



歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

補助率 1/2等

対象地域 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

施策名	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	予算額(百万円)	2,706の内数
申請先	(1)・・・各地方運輸局等 (2)・・・事務局 (3)・・・各地方運輸局等	申請期間	(1) 3/24～ ※予算に達し次第終了 (2)～(3) 各連絡先にお問い合わせ ください
概要	観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。		
対象者	地方公共団体、民間事業者等		
対象事業	<p>(1) 観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組の支援 訪日外国人旅行者に対し、災害など非常時も含めた安全・安心な旅行環境の整備を図るため、以下を支援。 ①感染症対策の充実 観光案内所、観光施設等における感染拡大防止対策の強化 ②災害時の避難所機能の強化 観光案内所、観光施設等における避難所機能の強化 ③災害時・急病時の多言語対応強化 観光案内所、観光施設、外国人受入可能な医療機関等の多言語対応の強化</p> <p>(2) 宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援 全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施するWi-Fi整備、客室や共用部のバリアフリー化の推進、「新しい生活様式」に対応した感染症対策等に関する個別の取組を支援。</p> <p>(3) 移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援 ストレスフリー・快適な交通利用環境を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fiの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ICカード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動円滑化、感染症対策等を支援。</p>		
支援内容	<p>補助率</p> <p>(1) 1/2 (2) 基本的ストレスフリー環境整備：1/3 バリアフリー環境整備：1/2 (3) 2/3、1/2、2/5、1/3、1/4等（交通サービス調査事業は上限1,000万円）</p>		
備考			
連絡先	(1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 (2) 国土交通省 観光庁 観光産業課 (3) 国土交通省 総合政策局 地域交通課	TEL：03-5253-8972 TEL：03-5253-8330 TEL：03-5253-8396	

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

令和4年度予算：2,706百万円

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

<p>■災害時の避難所機能の強化</p> <p>非常用電源装置の設置 防災トイレの整備 無料Wi-Fiの整備</p>  <p>等</p>	<p>■災害時・急病時の多言語対応強化</p> <p>デジタルサイネージの整備 翻訳機器等の整備</p>  <p>等</p>	<p>■感染症対策の充実</p> <p>アクリル板の設置 足踏式手指消毒器等の設置 サーモグラフィー等の導入</p>  <p>等</p>
--	--	---

○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

<p>■基本的ストレスフリー環境整備</p> <p>無料Wi-Fiの整備 案内表示の多言語化 タブレット端末の整備 決済端末等の整備</p>  <p>等</p>	<p>サーモグラフィ等の導入</p> <p>DXを活用した非接触型チェックインシステムの導入(※)</p>  <p>等</p>
<p>■バリアフリー環境整備</p> <p>客室のバリアフリー化 浴室のバリアフリー化 食堂の段差の解消 トイレのバリアフリー化</p>  <p>等</p>	<p>混雑状況の「見える化」</p> <p>※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む</p>  <p>等</p>

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

<p>多言語表記 多言語案内用タブレット端末等の整備</p> 	<p>無料Wi-Fiの整備</p> 	<p>トイレの洋式化及び機能向上</p> 	<p>全国共通ICカード、QRコード決済等の導入</p> 	<p>移動円滑化</p> 	<p>感染症対策</p> 
---	---	---	--	--	--

【補助率】 1/2、1/3 等

施策名	歴史的資源を活用した観光まちづくり事業	予算額(百万円)	9,988百万円の内数
申請先	観光庁観光地域振興部観光資源課	申請期間 (1) (3) ※公募終了	(1) 2022年4月18日 ～ 2022年5月13日 (2) 2022年6月下旬頃 ～ 2022年8月10日 (3) 2022年2月10日 ～ 2022年3月9日
概要	歴史的資源を活用した観光まちづくり展開地域等において、地域の城寺・古民家・伝統文化等の歴史的資源を活用した観光コンテンツの造成等の支援を行う。 また、事業推進の環境整備として、地域側への機運醸成や保存・活用に関わる指針を策定し、成功地域創出に寄与する。		
対象者	(1) : 地方自治体、観光まちづくり団体等 (2) (3) : 観光地域づくり法人 (DMO)、 地方公共団体またはそれらを含む地域協議会、民間事業者等		
対象事業	(1) モデル事例創出調査事業 (2) 城泊についての専門家派遣事業 (3) 城泊・寺泊・古民家泊の滞在環境・体験コンテンツ整備		
支援内容	(1) モデル事例創出調査事業 ・他地域に横展開できるモデル事例を創出するために、計画策定等の初動支援、専門家による伴走支援、コンテンツ造成や販路形成支援を実施。 ・採択件数 8地域程度 (2,000万円・定額) (2) 城泊についての専門家派遣事業 ・城泊に取り組む意欲がある地方自治体・DMO等に対して、専門家を派遣し、首長や自治体内の担当者等へ理解促進や城泊及び歴史的資源を活用した観光まちづくりを進める助言を行う。 ・採択件数 4件程度 (専門家派遣のみ) (3) 城泊・寺泊・古民家泊の滞在環境・体験コンテンツ整備 ・上質な観光サービスを求める国内外の旅行者に向けた城泊・寺泊・古民家泊の高質化を目的に、宿泊施設の改修や実証実験、体験コンテンツ造成等を支援。 ・採択件数 8件程度 (上限1,000万円・補助率: 1/2)		
備考	—		
連絡先	国土交通省 (観光庁) 観光地域振興部観光資源課 TEL : 03-5253-8925 FAX : 03-5253-8930		

○ 歴史的資源を活用した観光まちづくりは2020年までに200の取組展開を達成したが、更なる**高付加価値化及び経済・社会波及効果拡大に向けたモデル事例**を創出するとともに、城泊・寺泊・古民家泊の受入環境整備等の支援を行う。

高付加価値化及び経済・社会波及効果拡大に向けたモデル創出（上限2,000万円×8地域程度）

【対象者】 DMO、地域協議会、民間事業者等

【対象経費】

- ① 初動・伴走に関する経費
（地域の計画策定・組織組成支援等・建築物の調査等）
- ② 高付加価値な観光コンテンツ造成に関する経費
（コンテンツの磨き上げ、複数のコンテンツを活かしたモデルツアーの造成等）
- ③ ブランディングに関する経費
（マーケティング、販路形成、プロモーション、PR等）
- ④ 経済的な付加価値や他産業への波及効果の最大化、まちの文化・歴史的価値の向上等のための工夫に要する経費（計画立案、効果測定等）

城泊・寺泊・古民家泊 補助事業（上限1,000万円×10地域程度・1/2補助）

【対象者】 城泊・寺泊・古民家泊実施地域のDMO、地域協議会、民間事業者等
※ 城泊は、未実施であるが計画中である地域を含む。

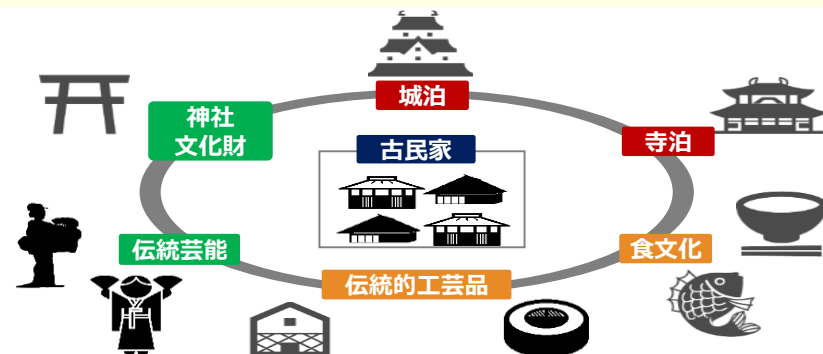
【補助対象経費】

- ① インバウンドの受入環境整備に関する経費
（客室改修、寝具・家具・感染症対策設備の購入、予約システム整備等）
- ② 体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上に関する経費
（滞在コンテンツの充実、コンシェルジュの多言語対応等）

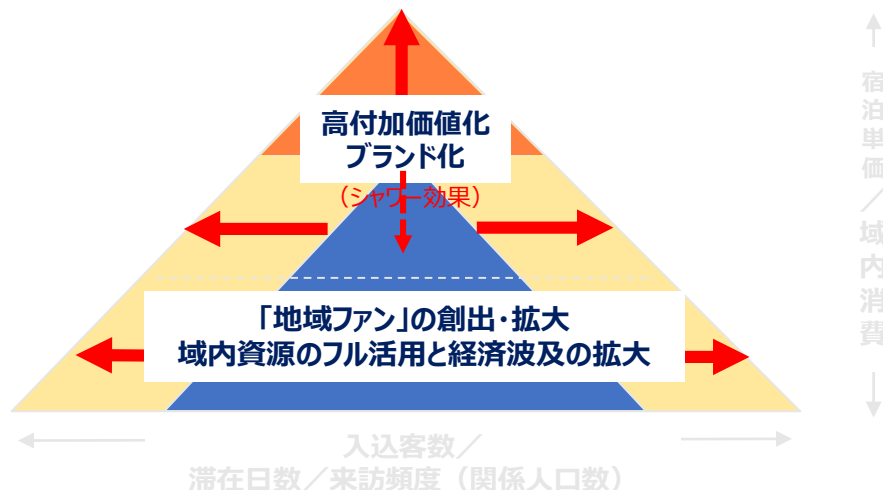
調査事業（3件）

波及効果・付加価値	城泊	寺泊
・経済的な付加価値・他産業への波及効果等の評価方法等	・保存・活用ガイドラインの策定 ・城泊推進専門家派遣等	・高質化のためのナレッジ集作成等

歴史的資源を活用した観光まちづくり



戦略的地域経営による域内生産額の向上



施策名	サステナブルな観光コンテンツ強化事業	予算額(百万円)	9,988の内数
申請先	観光庁観光地域振興部観光資源課	申請期間 ※公募終了	2022年1月19日 ～ 2022年3月7日
概要	<p>目下、世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まっているところ。各地域に引き継がれた自然環境、文化・歴史、伝統産業等を観光資源としてフル活用し、同時に、経済・社会・環境の正の循環によりそれらの持続可能性や価値を更に高める仕組みを、観光サービス・地域づくりに実装する必要がある。</p> <p>地域の魅力を深く味わい、かつその持続可能性に来訪者も貢献できるような工夫を織り込んだコンテンツ造成や環境整備を支援する。更に、現場から必要な知見を得て、取組を加速する上での課題を整理し、必要な方策や支援のあり方等を検討していく。</p>		
対象者	持続可能な観光の取組を実施する地方公共団体・DMO・民間事業者等		
対象事業	<p>(1) サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業（調査事業） 外部有識者のコーチングの下、優良なモデル事例を試行実証。得られたノウハウや課題など整理の上、必要な方策や支援のあり方など検討。 ・地域の資源やその持続可能性を支える環境・社会循環等に深く触れる体験を、ガイド等活用し、本物の希少性の高い体験として提供。併せて、得られた観光収益を保全に回す、ふるさと納税を活用するなど、幅広い受益と負担の仕組みを構築。</p> <p>(2) サステナブルツーリズム推進のための受入環境整備（補助事業） 下記の施設改修・整備、設備・物品購入を支援 ・サステナブルな観光コンテンツの造成等に必要となるもの ・地域の観光資源を適切に維持・活用し環境負荷を低減させるもの 等 (施設等の改修・整備に対する支援) 例：分散型・環境負荷を抑えたツアー実施のための施設整備、地域ルール案内看板の設置等 (設備・備品の購入等に対する支援) 例：地域の魅力を深く体験するツアー造成や、利用者の動線誘導のための設備・物品</p>		
支援内容	<p>(1) サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業（調査事業） ○上限金額：2,000万円 ※国立・国定公園等に係る事業においては、自然公園法に基づく自然体験活動促進計画の策定に触れていない内容等については、5百万円（税込）を上限とする。</p> <p>(2) サステナブルツーリズム推進のための受入環境整備（補助事業） ○補助率：1/2 ・施設等の改修・整備に対する支援：補助上限：5,000万円 ・設備・備品の購入等に対する支援：補助上限：500万円</p>		
備考			
連絡先	<p>国土交通省（観光庁）観光地域振興部観光資源課</p> <p>TEL：03-5253-8111</p> <p>FAX：03-5253-8930</p>		

- 目下、世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まっているところ。
- 各地域に引き継がれた**自然環境、文化・歴史、伝統産業等を観光資源としてフル活用**し、同時に、**経済・社会・環境の正の循環によりそれらの持続可能性や価値を更に高める仕組みを、観光サービス・地域づくりに実装**する必要。
- 地域の魅力を深く味わい、かつその持続可能性に来訪者も貢献できるような工夫を織り込んだ**コンテンツ造成**や**環境整備**を支援。更に、現場から必要な知見を得て、**取組を加速する上での課題を整理。必要な方策や支援のあり方等を検討**。
 ※ 国立・国定公園に係る内容については国立公園等を所管する環境省の協力を得て実施

事業概要

対象者 持続可能な観光の取組を実施する地方公共団体・DMO・民間事業者等

支援メニュー

○ **サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業（調査事業）**
 外部有識者のコーチングの下、優良なモデル事例を試行実証。得られたノウハウや課題など整理の上、必要な方策や支援のあり方など検討。

・地域の資源やその持続可能性を支える環境・社会循環等に深く触れる体験を、ガイド等活用し、本物の希少性の高い体験として提供。併せて、得られた観光収益を保全に回す、ふるさと納税を活用するなど、幅広い受益と負担の仕組みを構築。

○ **サステナブルツーリズム推進のための受入環境整備（補助事業）** 補助率 1 / 2
 下記の施設改修・整備、設備・物品購入を支援

- ・サステナブルな観光コンテンツの造成等に必要となるもの
- ・地域の観光資源を適切に維持・活用し環境負荷を低減させるもの 等

（施設等の改修・整備に対する支援）

例：分散型・環境負荷を抑えたツアー実施のための施設整備、地域ルール案内看板の設置 等

（設備・備品の購入等に対する支援）

例：地域の魅力を深く体験するツアー造成や、利用者の動線誘導のための設備・物品

コンテンツの収益が
観光資源の保全費用に
 保全することでさらに高品質な
コンテンツ開発を可能に



観光資源の持続的な保全と活用の自走化により、地域の経済・社会・環境の好循環を加速化させる仕組みにつなげる事業を目指す

取組事例イメージ

高架木道を活用した利用分散と受入環境整備（知床）

安全確保とヒグマの生息する豊かな自然環境との共存、ガイド付き地上歩道ツアーと自由に行ける高架木道の利用分散、質の高い体験を提供



施策名	地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化	予算額(百万円)	約100,000
申請先	事務局	申請期間	第1次公募：令和4年3月18日 ～令和4年4月18日 第2次公募：令和4年6月1日 ～令和4年6月30日
概要	観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援する。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、観光地域づくり法人（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けている法人） ・宿泊事業者 ・民間事業者（宿泊事業者を除く） ・その他、地域における観光まちづくりに取り組む法人又は団体 		
対象事業	<p>(1) 地域計画の作成支援 中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の合意形成、 ・地域再生のコンセプトづくり、 ・個別施設の改修計画の磨き上げ、 ・資金調達 <p>などの点について、地域の取組を国が支援（専門家の派遣等の実施）</p> <p>(2) 地域計画に基づく事業支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①宿泊施設の高付加価値化 観光地の面的再生に資する宿泊施設の大規模改修支援 ②観光地魅力向上のための廃屋撤去 観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援 ③観光施設改修 土産物店や飲食店等の改修支援 ④公的施設への観光目的での改修 立地の良い公共施設へのカフェ等の併設などの改修支援 ⑤交通関係事業 観光客の入込増加が見込めるハード・ソフト面対応に係る地域一体で取り組むイベント開催経費、イベント列車用の改造経費等 ⑥実証実験 地域計画に基づく改修と連動して実施する、宿泊施設の生産性向上のために実施するシステム開発、コンテンツ開発、これら事業の実施に伴い必要となる備品・消耗品費等（⑤に該当するものを除く） 		
支援内容	<p>(2) 地域計画に基づく事業支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ①補助上限1億円、補助率原則1/2（※） ※投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3 ②補助上限1億円、補助率1/2 ③補助上限500万円、補助率1/2 ④補助上限2000万円、補助率1/2 ⑤補助上限5000万円、補助率1/2 ⑥補助上限1000万円、補助率1/2 		
備考			
連絡先	観光庁観光産業課 TEL：03-5253-8330		

- 観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援。
- 観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、予算額1,000億円を確保するほか、宿泊施設改修について、補助上限を1億円とするとともに経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3に引き上げるといった措置を講じる。

参考：令和2年度3次補正で措置された「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の予算額は550億円、補助上限は2,000万円、補助率は1/2

※ 計画に参加する事業者において従業員の質上げに取り組む地域を優先的に採択

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、
・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等の実施）

② 地域計画に基づく事業支援

地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援

宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の大規模改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））

※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する
廃屋の撤去支援

補助上限1億円（補助率1/2）



観光施設改修

土産物店や飲食店等の
改修支援

補助上限500万円（補助率1/2）



公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設への
カフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）

※民間への運営委託等、民間活力導入が条件



施策名	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	予算額(百万円)	763 (内数)
申請先	各運輸局	申請期間	一次募集 終了 二次募集 今後公募予定
概要	旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO※）が中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。※DMO（Destination Management/Marketing Organization）の呼称		
対象者	登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）		
対象事業	登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた、国内外の旅行者の各地域への誘客を目的とした以下の取組 （ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る） ①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの充実 ③受入環境整備 ④旅行商品流通環境整備 ⑤情報発信・プロモーション		
支援内容	<p>①調査・戦略策定 ・データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。</p> <p>②滞在コンテンツの充実 ・地方部への誘客や繁閑差の解消、三密回避にもつながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援</p> <p>③受入環境整備 ・HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の情報発信機能及びCRM機能を兼ね備えたアプリの整備等を支援。</p> <p>④旅行商品流通環境整備 ・旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。</p> <p>⑤情報発信・プロモーション ・WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。</p> <p>補助率 ・定額上限1,000万円（①調査・戦略策定） ・事業費の1/2（②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーション）※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3</p>		
備考			
連絡先	国土交通省（観光庁） TEL：03-5253-8327 観光地域振興部 FAX 03-5253-8122 観光地域振興課		

事業概要

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO※）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

※DMO（Destination Management/Marketing Organization）の呼称

支援制度

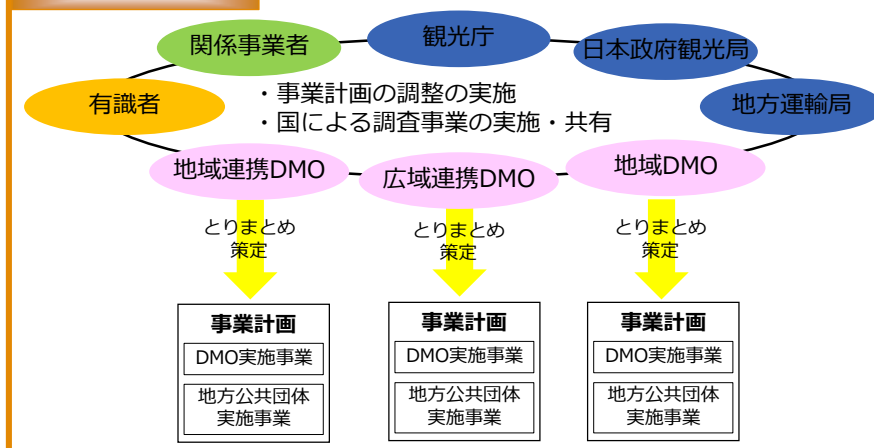
・補助対象事業：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた、国内外の旅行者の各地域への誘客を目的とした以下の取組

（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

連絡調整会議



具体的な支援イメージ

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地方部への誘客や繁閑差の解消、三密回避にもつなげる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



集落の散策

③受入環境整備

HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の情報発信機能及びCRM機能を兼ね備えたアプリの整備等を支援。



混雑状況の情報提供 アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



WEBを活用したエリア内の魅力発信

・補助対象者：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）

・補助率：

定額（①調査・戦略策定）
 事業費の1/2（②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーション）※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3

施策名	世界に誇る観光地を形成するための DMO体制整備事業	予算額(百万円)	1 ※令和3年度補正 予算事業(約100億円の内 数)も活用
申請先	各運輸局	申請期間	(1) 一次募集終了 二次募集未定 ※(2)(3)は未定
概要	全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人(DMO)の体制を強化する。		
対象者	観光地域づくり法人(登録DMO)		
対象事業	<p>(1) インバウンドにより地域全体の経済効果を高めるための投資戦略やビジネスモデルを確立するための外部専門人材の登用 (以下の4分野において専門性を有する人材をDMOが登用するために要する費用を支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドに関するデータ分析・誘客戦略の策定 ・外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化 ・外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備 ・国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション <p>(2) OJT派遣や視察、研修・セミナー等の受講による中核人材の育成 (中核人材の確保及び育成に資する以下の取組に係る費用を支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のDMOとの人材交流 ・先進的な海外観光地域への視察 ・研修・セミナー等の受講 <p>(3) 安定的な財源の確保のための自主財源(地方税)導入に向けた関係者の合意形成 特定財源(地方税)導入に向けた観光事業者等の合意形成に資する、勉強会、シンポジウムの開催等の取組に係る費用を支援</p>		
支援内容	<p>補助率：定額</p> <p>(1) 外部専門人材の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上限1,500万円 <p>(2) 中核人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上限500万円 <p>(3) 自主財源(地方税)導入に向けた関係者の合意形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上限200万円 		
備考			
連絡先	<p>国土交通省 観光庁 観光地域振興課 観光地域づくり法人支援室 03-5253-8328</p>		

DMOへの体制強化に対する支援 (世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業)

観光庁(観光地域振興課) : 1百万円

※令和3年度補正予算事業(約100億円の内数)も活用

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良な観光地域づくり法人(DMO)の体制を強化する。

インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人を対象に、以下の支援を実施

①インバウンドにより地域全体の経済効果を高めるための投資戦略やビジネスモデルを確立するための

外部専門人材の登用

以下の4分野において専門性を有する人材をDMOが登用するために要する費用を支援

- ・インバウンドに関するデータ分析・誘客戦略の策定
- ・外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化
- ・外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備
- ・国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション



②OJT派遣や視察、研修・セミナー等の受講による中核人材の育成

中核人材の確保及び育成に資する以下の取組に係る費用を支援

- ・他のDMOとの人材交流
- ・先進的な海外観光地域への視察
- ・研修・セミナー等の受講



③安定的な財源の確保のための自主財源(地方税)導入に向けた関係者の合意形成

特定財源(地方税)導入に向けた観光事業者等の合意形成に資する、勉強会、シンポジウムの開催等の取組に係る費用を支援



【補助対象】 : 観光地域づくり法人(登録DMO)
【補助率】 : 定額

※その他、重点支援DMOの取組を活用した実証等を実施

施策名	広域周遊観光促進のための専門家派遣事業	予算額(百万円)	763(内数)
申請先	受託事業者（日本旅行）	申請期間	2022年6月3日 ～ 2023年 2月下旬（予定）
概要	登録DMO（候補法人を含む）及び地方公共団体へ、広域周遊観光に関する専門家を派遣し、広域周遊観光促進に向けた地域の取組を支援します。		
対象者	登録DMO（候補法人を含む）、地方公共団体		
対象事業	<p>本事業で派遣対象としているものは、広域周遊観光促進に関する下記の分野。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘客戦略策定 ・DMO運営 ・各種調査手法 ・自然 ・DX・ICT ・外国人対応 ・安全・危機対応 ・域内経済循環 ・人材育成 ・旅行商品造成 ・文化財 ・販路・商品流通 ・宿泊 ・衛生管理 ・DMO設立 ・地域の既存データ整理・分析 ・地場産業資源の活用 ・芸術・伝統文化 ・リピーター戦略 ・交通 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域等からの推薦により登録した専門家を登録DMO（候補法人を含む）及び地方公共団体へ派遣 ○専門家が派遣要請を受けた地域を訪問し、外国人等の目線から助言等を実施 ○専門家の派遣に関わる旅費・謝金については、観光庁が負担（上限あり） ○専門家の選定については、事務局（委託事業者）に相談可能 		
備考			
連絡先	<p>国土交通省（観光庁） TEL：03-5253-8327 観光地域振興部 FAX 03-5253-8122 観光地域振興課 広域連携推進室 URL：https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/expert-haken.html</p>		

広域周遊観光促進のための専門家派遣事業について

目的

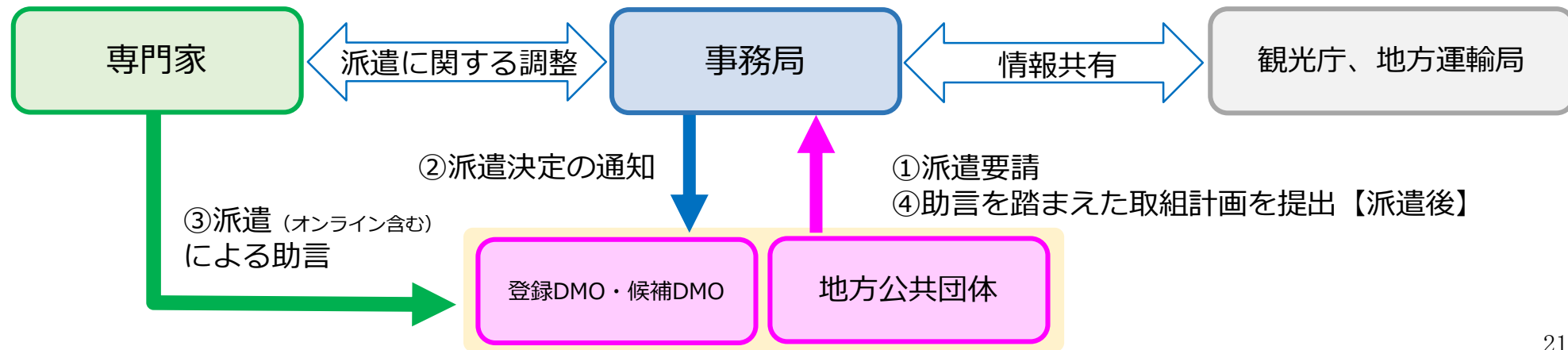
広域周遊観光の促進に取り組む地域に対して専門家を派遣し、これまで地域内部では気づかれていなかった魅力・課題の発見、施策展開への助言、地域の関係者のスキル向上への支援等により、国内外の旅行者の誘客に向けた地域の取り組みの促進を図ることを目的としています。

派遣対象分野

- ・ 誘客戦略策定
- ・ 人材育成
- ・ 地場産業資源の活用
- ・ DX・ICT
- ・ 宿泊
- ・ 域内経済循環
- ・ 地域の既存データ整理・分析
- ・ 自然
- ・ 販路・商品流通
- ・ 交通
- ・ DMO設立
- ・ 各種調査手法
- ・ 文化財
- ・ リピーター戦略
- ・ 安全・危機対応
- ・ DMO運営
- ・ 旅行商品造成
- ・ 芸術・伝統文化
- ・ 外国人対応
- ・ 衛生管理

派遣スキーム

登録DMO・候補DMOまたは地方公共団体が事務局（請負事業者）に対し派遣要請を行い、国内外の旅行者の広域周遊促進に向けた課題解決のためのものであると判断される場合に専門家を派遣します。
また、観光庁が各地域へ専門家を派遣する必要があると判断した場合には、当該地域と調整したうえで専門家を派遣します。（1人の専門家につき最大25日間派遣可能）



施策名	ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業（第2のふるさとづくりプロジェクト）	予算額(百万円)	448の内数
申請先	観光庁観光資源課	申請期間 ※公募終了	2022年1月31日 ～ 2022年3月2日
概要	観光庁及び有識者と協働し、地域資源（食、自然、農業、歴史、社会・文化、伝統産業・産品など）を活用した第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等の新たな仕掛けづくりにより、中長期滞在者や反復継続した来訪者などの新たな交流市場の開拓や、新たに関心の高まっているニーズを取り込み誘客につなげる取組を行うことを目的とした実証事業。		
対象者	申請主体は地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする民間事業者等又はそれらによる組織・団体・協議会とする。なお、申請の代表主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須とする。		
対象事業	地域関係者の幅広い参画の下、戦略的な観光マーケティング（例えば、ファンマーケティングの手法など）を活用する中で、地域住民と観光客の双方が、地域のコト／ヒト／モノを深く知り、関係性を深める体験等を通じ、再来訪の理由・目的を創出していくもの。 また、それを通じ、地域への来訪の高頻度化、滞在の長期化、地域との多様な接点による個人消費の増進等を加速し、「何度も地域に通う旅、帰る旅」等の市場を新たに創出し、地域が一体となって「稼げる地域」となることで、地域活性化を図る。		
支援内容	<p>実証事業の規模（国費による部分）については、1事業当たり20百万円を上限とする。ただし、採択件数の多寡や、採択過程において、有識者からのヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額の調整を行う可能性がある。具体的には、次の事業活動を対象とする。</p> <p>【事業活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○取組内容の企画開発 ○合意形成や計画立案、実施のためのワークショップ、協議会等の開催 ○専門家からの意見聴取 ○コンシェルジュの育成 ○地域事業者や地域住民に対するコミュニケーション研修の開催 ○きっかけとなるイベント・研修等の開催 ○既存地域ファンの観光行動や消費行動の調査分析 ○CRMシステム構築のためのベース調査 ○写真、動画、SNS、ホームページ、フライヤー等を活用して、地域リピーターのファン心理を刺激し、来訪や応援消費を増幅させるなどのコミュニケーションツールの作成 ○モニターツアーの開催 ○効果検証、課題抽出のためのアンケート・ヒアリングの実施・分析 		
備考	補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行う。		
連絡先	国土交通省（観光庁） 観光地域振興部 観光資源課	TEL：03-5253-8924 FAX：03-5253-8930	

第2のふるさとづくりプロジェクト（「何度も地域に通う旅、帰る旅」）

- インバウンドが本格的に回復するまでには時間がかかるため、国内観光需要の掘り起こしが必要。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、密を避け、自然環境に触れる旅へのニーズが増加。また、大都市にはふるさとを持たない若者が増え、田舎にあこがれを持って関わりを求める動きも存在。
 - こうした新しい動きも踏まえ、働き方や住まい方が流動化している今、
 - ① いわば「第2のふるさと」を作って、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たなスタイルを推進・定着させ、
 - ② 地域が一体となって「稼げる地域」とし、地域活性化を図りたい。
- ⇒ 令和4年度、モデル実証を展開し、実践を通じ更に課題を見出し、次年度以降の事業に活かしていく。

① 滞在コンテンツ

お手伝い型なりわい観光コンテンツ提供

（三重県鳥羽市）



人材不足に悩むワカメ漁 ⇔ 社会貢献をしたい都市部人材
 ➡ 体験にとどまらず、「第2のふるさと」化

地域の課題解決に参画するコンテンツ提供

（山梨県北杜市）



○ 多世代が集う社員研修の中で、地方部でコメ作りに参画
 ○ 荒地の整備から田植え、収穫までを経験。
 ➡ 地域の課題解決参画により、「第2のふるさと」化

② 滞在環境

古民家活用による魅力的な滞在環境提供

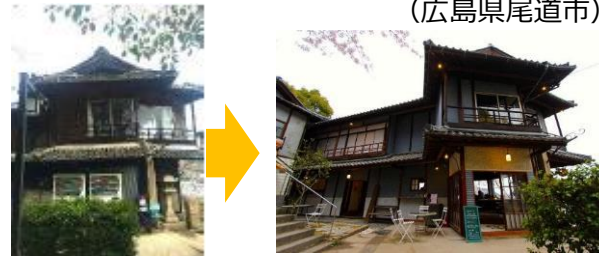
（兵庫県丹波篠山市）



○ 古民家を活用し、宿泊、飲食等を通じて限界集落を再生
 ○ マルシェ等により新たな交流を創出し、魅力的な生業・居住環境等を提供

港町の個性ある空き家群を面的に再生

（広島県尾道市）



○ 地域に多数存在している問題になっている空き家を改築し、地域の生活感ある新しい宿泊の受け皿を用意し、柔軟な滞在環境を提供

③ 移動環境

鉄道運賃 + 宿泊サブスクリプション



○ J R 西日本と(株)KabuK Styleが提携
 ○ 交通運賃割引・宿泊施設のサブスクにより、新たなライフスタイルを推進する実証事業を実施

日本初の観光型MaaS「Izuko」

MaaSを通じて提供しているサービス



○ 伊豆の旅行において、鉄道、バスのほか、A I オンデマンド乗合交通、レンタカー、自転車等目的地までの最適ルート検索、予約・決済が可能なシステム

施策名	ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	予算額(百万円)	500
申請先	地方公共団体	申請期間	随時募集
概要	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援		
対象者	民間事業者等に補助金を助成する地方公共団体		
対象事業	<p>○地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の好循環に資する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること <p>※地域金融機関からの融資額が公費による交付額（国費+地方費）以上となること ※地域金融機関からの融資は、無担保（交付金事業による取得財産の担保設定は除く）・無保証</p> <p>○地域金融機関から融資を受けて上記事業の立ち上げに取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に支援</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公費による交付額の上限 <ul style="list-style-type: none"> ▶原則 2,500万円（地域金融機関の融資額が公費交付額以上であることが要件） ▶融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円 2倍以上の場合は、上限5,000万円 ・補助率 <ul style="list-style-type: none"> ▶原則1/2 ▶条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は2/3、3/4 ▶生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い以下の事業については、国費10/10により支援 ▶脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業は3/4 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ▶脱炭素に先駆的に取り組む「脱炭素先行地域」に選定された団体からの申請については、重点的に相談・審査を行なう 		
備考	-		
連絡先	総務省地域力創造グループ TEL：03-5253-5523 地域政策課 FAX：03-5253-5530		

ローカル10,000プロジェクト

R4 予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策（デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進）と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業（調査研究費等）

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4
重点支援（高上げ）

- ・ 「デジタル技術」 国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保（交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。） ・ 無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績（440事業、354億円）

（事業数は交付決定数、金額は事業実績（見込み含む）（R4年3月末時点））

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 175億円
- ・ 自己資金等 54億円

重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ① 生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ② 脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

施策名	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	予算額(百万円)	11,206
申請先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年5回程度（文化庁から各都道府県文化財担当部局へ連絡）
概要	文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うとともに、文化財の解説版、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。		
対象者	文化財の所有者、管理団体等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 修理事業 (2) 管理事業：警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事や鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事、耐震診断、先端技術活用調査等 (3) 公開活用事業：文化財を分かりやすく解説する説明版や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乘じて得た額とする。 イ 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。 (2) 補助事業者が営利法人又は登録有形文化財の公開活用事業及び解説整備事業を行う事業者のうち地方公共団体を除く法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。 (3) 補助事業者が上記（1）及び（2）以外のものである場合の補助率は、別に定める場合を除き、補助対象経費の50%とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、別に定める加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。 イ アに該当する事業者について、寄付（クラウドファンディング等を含む）により資金調達した場合には、アで定める加算率に替えて、当該資金調達によって得られた額（補助対象経費の20%を上限とする。）を加算することができる。 		
備考			
連絡先	文化庁 TEL 03-6734-2834 文化資源活用課 FAX 03-6734-3820		

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和4年度予算額

11,206百万円

(前年度予算額)

11,497百万円



※令和3年度補正予算額614百万円+令和4年度予算額 = 11,821百万円

文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援する。また、修理現場の公開促進を観光振興にもつなげる。文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

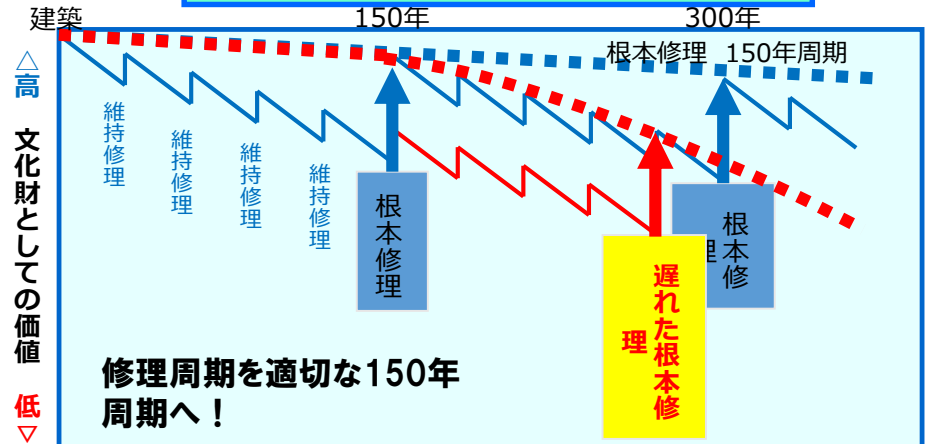
(R3予算 保存修理149件、公開活用30件、環境保全18件 → R4予算 保存修理157件、先端技術活用1件、公開活用30件、環境保全18件 (R3補正を含む。))

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



※伊原恵司氏（文建協調査室長）の研究論文(1990.8)による

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



修理現場公開の様子
本隆寺本堂（京都府）



パンフレット等による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



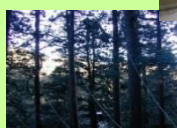
門司港駅（旧門司駅）本屋
展示解説整備（福岡県）



勝興寺本堂
バリアフリー整備
スロープの設置
（富山県）

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



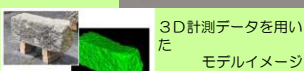
ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

先端技術活用（新規）

土木構造物や近代の文化財等について3次元計測等の先端技術を活用することで適切な修理時期の把握を行うとともに、修理に必要な調査を事前



3D計測データを用いた
モデルイメージ

石材の3次元化とPC上での積み上げ検討

〈適切な周期〉
根本修理（解体、半解体修理）
：平均150年周期
維持修理（屋根葺替・塗装修理）
：平均30年周期
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



重要文化財 常称寺本堂ほか2棟
解体修理の様子（広島県）

施策名	伝統的建造物群基盤強化	予算額(百万円)	1,567
申請先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年5回程度(文化庁から各都道府県文化財担当部局へ連絡)
概要	重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。		
対象者	市町村		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 伝統的建造物群の保存対策調査、防災計画策定 (2) 保存修理等：重要伝統的建造物群保存地区内の建造物等について保存修理・修景等 (3) 防災施設等：重要伝統的建造物群保存地区内の防災施設の整備、建造物等の耐震改修 (4) 買上：重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化 (5) 公開活用：重要伝統的建造物群保存地区内の公開活用に資する設備等の整備 		
支援内容	<p>補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に規定する財政再生団体である市町村又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合にあっては、補助対象経費の65%とする。 (2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する市町村である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。 (3) 補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。 (4) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。 		
備考			
連絡先	<p>文化庁 TEL 03-6734-2834 文化資源活用課 FAX 03-6734-3820</p>		

伝統的建造物群基盤強化

令和4年度予算額 1,567百万円
 (前年度予算額 1,579百万円)



※令和3年度補正予算額62百万円+令和4年度予算額(案) = 1,630百万円

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

(国選定重要伝統的建造物群保存地区数 R3.12.1現在 126地区)

調査
防災計画策定

修理・修景
公開活用整備

防災・耐震

買上

先端技術活用
(新)



<岐阜県 白川村荻町>
修理事業の様子



<宮城県 村田町村田>
修景事業を実施した建造



<福島県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃

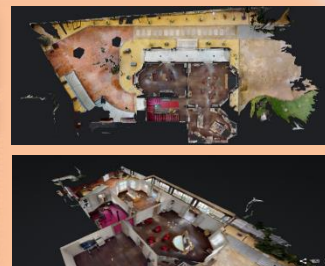
修理・修景、防災・耐震の促進



<栃木県 栃木市嘉右衛門町>
公開活用施設



<兵庫県 神戸市北野町山本>
公開活用施設



<兵庫県 神戸市北野町山本>
建造物の3D展開図

伝統的建造物の公開活用

先端技術の活用

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上



<長野県 南木曽町妻籠宿>
美しい町並みの回復

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区